

件名 下関海響マラソン臨時駐車場駐車枠敷設業務

執行番号	59
業務の内容	駐車場用地に一時的な駐車区画ラインの敷設を行うもの 仕様書のとおり
契約の期間	平成23年11月3日から平成23年11月7日まで
参加資格要件	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
	業務委託の競争入札参加有資格者名簿に登録されている市内業者・準市内1業者であること。
	平成23年10月14日から本業務の開札の日までの間に、下関市物品売買等及び業務委託契約に係る指名停止等措置要領及び下関市工事等請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
	会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの開始の申立て又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつその取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。
見積書提出期限日	平成23年10月21日（金）
見積書提出場所	下関海響マラソン実行委員会事務局
質問の方法	本見積りに関する質問はファクシミリによることとし、回答については後日すみやかに質問提出者のみに行う。
問合せ先	下関海響マラソン実行委員会 事務局 担当：坪野 電話083-231-2729

仕 様 書

件名 下関海響マラソン臨時駐車場駐車枠敷設業務

1. 場所

下関市細江町3丁目地内（面積：約2,800平方メートル）

2. 駐車場使用期間

11月4日（金）～11月6日（日）

3. 設置・撤去日

設置：11月3日（木）、撤去：11月7日（月）

4. 駐車場確保予定台数

70台（普通車）

5. 業務内容

駐車枠のライン敷設（石灰使用不可）。ただし、駐車枠は1台ごとのラインは不要とし、駐車列ごとの外枠のみ敷設。

6. 特記事項

- ・地面は砂利敷であるため、ロープ固定のポイント打ち込み等は可能。ただし、撤収時に速やかに現状復帰できること。
- ・1台あたりの駐車スペースは横幅2.5m、縦幅5.0mとし、駐車スペース間の前面距離は移動のため6.0mの通路を確保することとする。また駐車場敷地全体を測りバランス良く駐車区画を設置すること。ただし、対面駐車スペースとすることは問題ない。
- ・駐車枠の敷設方法はロープ等問わないが、利用者が識別しやすいこととし、風雨並びに車両がロープ及び固定金具を踏みはずれて飛散等することのないように敷設すること。
- ・業務に係る材料等の準備はすべて請負者の負担とし、撤去後に生じた材料等の処分についても請負者の責任で適正におこなうこと。
- ・金具等がはずれて事故等が起きた場合、責任を持って対処すること。

駐車場ライン敷設場所 位置図
(下関市 細江町3丁目地内)

駐車場ライン敷設図 (一例)

